

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">海浜幕張駅周辺帰宅困難者等対策協議会規約</p> <p>(名称) 第1条 この会は、海浜幕張駅周辺帰宅困難者等対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。</p> <p>(目的) 第2条 協議会は、災害等が発生した場合における公共交通機関の運行の停止又は遅延により、海浜幕張駅周辺において帰宅が困難となる者、又はやむを得ず当該地域から徒歩により帰宅する者（以下「帰宅困難者等」という。）に対して、必要な支援を図ることを目的とする。</p> <p>(事業) 第3条 協議会は、前条に掲げる目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 一 協議会の構成員間の緊急連絡体制に関すること 二 帰宅困難者等への情報提供体制に関すること 三 海浜幕張駅周辺における一時滞在施設に関すること 四 帰宅困難者等の安全に配慮した誘導に関すること 五 徒歩帰宅支援に関すること 六 帰宅困難者等の対策訓練に関すること 七 津波対策に関すること 八 その他協議会が必要と認める事項についての調査、研究又は実施に関すること</p> <p>(組織) 第4条 協議会は、次の各号に掲げる者のうち、協議会へ参加を表明した構成員をもって組織する。 一 交通事業者 二 駅周辺民間事業者 三 幕張新都心まちづくり協議会 四 警察 五 千葉県 六 千葉市 七 前各号に掲げる者のほか、協議会において特に必要があると認める者</p> <p>(役員) 第5条 協議会に会長1名、副会長1名を置く。</p>	<p style="text-align: center;">海浜幕張駅周辺帰宅困難者等対策協議会規約</p> <p>(名称) 第1条 この会は、海浜幕張駅周辺帰宅困難者等対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。</p> <p>(目的) 第2条 協議会は、災害等が発生した場合における公共交通機関の運行の停止又は遅延により、海浜幕張駅周辺において帰宅が困難となる者、又はやむを得ず当該地域から徒歩により帰宅する者（以下「帰宅困難者等」という。）に対して、必要な支援を図ることを目的とする。</p> <p>(事業) 第3条 協議会は、前条に掲げる目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 一 協議会の構成員間の緊急連絡体制に関すること 二 帰宅困難者等への情報提供体制に関すること 三 海浜幕張駅周辺における一時滞在施設に関すること 四 帰宅困難者等の安全に配慮した誘導に関すること 五 徒歩帰宅支援に関すること 六 帰宅困難者等の対策訓練に関すること 七 津波対策に関すること 八 その他協議会が必要と認める事項についての調査、研究又は実施に関すること</p> <p>(組織) 第4条 協議会は、次の各号に掲げる者のうち、協議会へ参加を表明した構成員をもって組織する。 一 交通事業者 二 駅周辺民間事業者 三 幕張新都心まちづくり協議会 四 警察 五 千葉県 六 千葉市 七 前各号に掲げる者のほか、協議会において特に必要があると認める者</p> <p>(役員) 第5条 協議会に会長1名、副会長1名を置く。</p>

<p>(役員の選任方法) 第6条 会長及び副会長は、協議会で選任する。</p> <p>(役員の職務) 第7条 会長は協議会を代表し、協議会の事業を総括する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(オブザーバー) 第8条 協議会には、協議会の活動を円滑に進めるため、専門的知識を有する者をオブザーバーとして置くことができる。</p> <p>(会議) 第9条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。 2 前項の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。 3 第一項の会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(事務局) 第10条 協議会の事務を処理するため、千葉市総務局危機管理課に事務局を置く。</p> <p>(ワーキンググループ) 第11条 協議会は、具体的な課題について検討するため、構成員及びオブザーバー機関の担当者によるワーキンググループを設置することができる。</p> <p>(その他) 第12条 この規約に定めのない事項については、会長が協議会に諮って定める。</p> <p>附 則 この規約は、平成24年 8月24日から施行する。</p>	<p>(役員の選任方法) 第6条 会長及び副会長は、協議会で選任する。</p> <p>(役員の職務) 第7条 会長は協議会を代表し、協議会の事業を総括する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(オブザーバー) 第8条 協議会には、協議会の活動を円滑に進めるため、専門的知識を有する者をオブザーバーとして置くことができる。</p> <p>(会議) 第9条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。 2 前項の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。 3 第一項の会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(事務局) 第10条 協議会の事務を処理するため、<u>会長の所属する団体</u>に事務局を置く。</p> <p>(ワーキンググループ) 第11条 協議会は、具体的な課題について検討するため、構成員及びオブザーバー機関の担当者によるワーキンググループを設置することができる。</p> <p>(その他) 第12条 この規約に定めのない事項については、会長が協議会に諮って定める。</p> <p>附 則 この規約は、平成24年8月24日から施行する。 <u>この規約は、令和元年9月5日から施行する。</u></p>
---	--